

専決処分の報告について

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例及び秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 4 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸



専 決 処 分 書

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例及び秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

平成28年10月31日

秦野市長 古 谷 義 幸



理由

児童福祉法の一部改正により、条例で引用する同法の用語が改められ、及び条項に移動が生じたため、改正する。

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例及び秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

(秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部改正)

第1条 秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例(平成27年秦野市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考5中「同法第6条の4第2項」を「同法第6条の4第1号」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表第2備考3中「児童福祉法第6条の4第1項」を「児童福祉法第6条の4」に改め、同表備考4第5号中「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改める。

(秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部改正)

第2条 秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例(昭和62年秦野市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第3項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

別表備考4中「児童福祉法第6条の4第1項」を「児童福祉法第6条の4」に改め、同表備考5第5号中「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。